

# 東庄町人事行政の運営等の状況の公表

町民の皆さんに町の人事行政の運営等を理解していただくため、「東庄町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき町の職員の任免、給与、勤務時間などの状況を公表します。

## 1. 職員の任免及び職員の数の状況

(1) 平成21年度に採用・退職した職員の状況は次のとおりです。

	採用者数(人)	退職者数(人)
町長部局等	1	2
教育委員会	1	1
公営企業等	3	3
計	5	6

(注) 町長部局等には、町長部局・議会事務局・各行政委員会を含みます。

(2) 部門別職員数の状況は次のとおりです。(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数(人)		増減数(人)
		平成21年	平成22年	
普通会計	一般行政部門	82	84	2
	教育部門	28	28	0
公営企業等 会計	病院事業	43	41	▲ 2
	水道事業	4	4	0
	国保・介護・訪問看護等	13	13	0
合 計		170	170	0

(注) 町から給与を支給される常勤の職員で、一般職に属する者。

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

H17.4.1 職員数	数値目標			増減実績			
	H22.4.1 職員数	対17年 増減数	対17年 増減率	H22.4.1 職員数	対17年 増減数	対17年 増減率	進捗率
187人	179人	▲ 8人	▲ 4.3%	170人	▲ 17人	▲ 9.1%	212.5%

(注) 計画期間は、17年～22年の5年間である。

(4) 一般行政職の級別職員数の状況(平成22年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、主事補	2人	2.4%
2 級	主任主事、主事	3人	3.6%
3 級	副主査、主任主事	7人	8.3%
4 級	係長、主査	35人	41.7%
5 級	係長、主査	17人	20.2%
6 級	課長補佐	4人	4.8%
7 級	課長、主幹	16人	19.0%

(注) 1 東庄町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

## 2. 職員の給与の状況

(1) 平成21年度の普通会計決算の人事費の状況は次のとおりです。

(単位:人、千円)

住民基本台帳 人口(H21年度末)	歳出額 A	実質収支	人事費 B	人事費率B/A	20年度人事費率
15,590	4,812,916	435,155	1,000,918	20.8%	23.7%

(注) 人事費とは職員に支給された給与・退職手当・共済組合事業主負担金・公務災害補償基金負担金・特別職に支給された給与などの総額です。実質収支の額は、その団体の純余剰または純損失の額を示すものです。

(2) 平成21年度の普通会計決算の給与費は次のとおりです。 (単位:人、千円)

職員数 A	給与費 B				1人当たり給与費
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計	
平成21年4月1日	433,195	36,567	160,368	630,130	5,781

(注) 職員手当には児童手当及び退職手当は含みません。

本表の職員数には教育長は含みません。

(3) 職員の平均給与月額の状況(平成22年4月1日現在)

①一般行政職

(単位:歳、円)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
東庄町	44.7	357,557	384,977
国	41.9	325,579	395,666

②技能労務職

(単位:歳、円)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
東庄町	51.0	279,549	298,428
国	49.3	284,514	322,291

③教育職(幼稚園)

(単位:歳、円)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
東庄町	41.9	327,500	332,075

(注) 1 「平均給料月額」とは、各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものである。

(4) 職員の初任給の状況(平成22年4月1日現在)

(単位:円)

区分		東庄町	県	国
一般行政職	大学卒	178,800	178,800	I 種 181,200
	高校卒	144,500	144,500	II 種 172,200
技能労務職	高校卒	133,100	144,500	-
	中学卒	125,400	133,100	-
教育職	大学卒	192,800	-	-
	短大卒	164,400	-	-
医療職	保健師	209,800	-	201,100
	大学卒	203,900	-	188,900
	短大3年卒	203,900	-	188,900
	看護師	198,300	-	180,500

(5)特別職の報酬等の状況(平成22年4月1日現在)

区分		報酬月額等	期末手当	勤勉手当
給 料	町 長	785,000円 (628,000円)	4.15月分	-
	副町長	644,000円 (547,400円)		
	教育長	565,000円 (508,500円)	2.75月分	1.40月分
報 酬	議 長	298,000円	2.75月分	-
	副議長	243,000円		
	議 員	220,000円		

(注) 報酬月額等の( )内は、減額措置による減額後の額です。

(6)職員の手当の状況(平成22年4月1日現在)

毎月決まって支給	扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 1人につき6,500円 配偶者のいない者の1人目11,000円 16歳から22歳までの子1人につき5,000円加算
	住居手当	借家の場合(家賃12,000円を超える場合のみ) 家賃に応じて27,000円を限度として支給
	通勤手当	公共機関等(電車等) 原則として定期券代を全額(6か月定期の額)支給 自家用車等 2キロ以上において距離に応じて2,500円から24,500円の間
	その他	管理職手当、初任給調整手当
勤務実績に応じて	時間外勤務手当	正規の勤務時間外の勤務に対し、規則で定める割合を乗じた額を支給 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 100分の125 上記以外の勤務(週休日) 100分の135 (注1)午後10時から翌日の午前5時まで(深夜)はその割合に100分の25を加算 (注2)月60時間を超えた時間外勤務(日曜日又はこれに相当する費の勤務を除く)についての支給割合は100分の150(深夜は100分の175)
	特殊勤務手当	特殊な勤務に従事したときに支給 夜間看護手当など医療職を対象とした6手当
	その他	休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当
臨時に支給	期末・勤勉手当	期末手当 勤勉手当 2.75月分 1.40月分 職務上の段階、職務の級等による加算措置 有
	退職手当	(支給率) 自己都合 効率・定年 勤続20年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)

(注)町から給与を支給される常勤の職員で、一般職に属する者。

### 3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)平成22年4月1日現在の勤務時間は、原則として次のとおりです。

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休憩時間	週休日
38時間45分	8:30 (8:00)	17:15 (16:45)	12:00～13:00	平成19年4月1日廃止	日曜日及び土曜日

(注) 1. ( )内は学校給食センターの勤務時間です。

2. 学校用務員、幼稚園教諭及び病院職員は上記以外の勤務割り振りになります。

3. 水曜日の窓口業務の延長など、時差出勤制度を導入しています。

### (2)休暇制度について

①平成21年(1月から12月)の年次休暇の取得状況は次のとおりです。

区分	平均取得日数(日)	消化率(%)
町長部局	7.7	19.2
教育委員会、農業委員会、議会事務局	9.9	25.4

②年次休暇のほかに療養休暇、特別休暇(結婚、忌引き等)及び介護休暇などがあります。

③平成21年度の育児休業及び部分休業の取得状況は次のとおりです。

区分	育児休業(人)		部分休業(人)	
	男	女	男	女
町長部局等	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0
公営企業等	0	2	0	0
計	0	2	0	0

(注) 地方公務員の育児休業等に関する法律により、3歳に満たない子を養育する職員は、その子が3歳に達する日まで育児休業または部分休業(1日2時間まで)を取得することができます。

### 4. 職員の分限及び懲戒の状況

平成21年度の分限処分及び懲戒処分の状況は、次のとおりです。

分限処分(人)				懲戒処分(人)			
降任	免職	休職	降給	戒告	減給	停職	免職
0	0	0		0	0	0	0

(注) 「分限処分」とは、職員が職務を十分に果たし得ないことについて行う処分で、「懲戒処分」とは、

職員の一定の義務違反に対する責任を問う処分です。

### 5. 職員の服務の状況

#### (1)地方公務員の規定による職務上の義務

- |                      |             |
|----------------------|-------------|
| ①法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 | ②信用失墜行為の禁止  |
| ③秘密を守る義務             | ④職務に専念する義務  |
| ⑥争議行為等の禁止            | ⑦営利企業等の従事制限 |

#### (2)営利企業等の従事許可の状況

平成21年度中に営利企業等の従事許可はありませんでした。

## 6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(平成21年度)

平成21年度は千葉県自治研修センター主催による階層別研修及び専門研修へ27人、香取広域市町村圏事務組合主催による初級職員共同研修に3人、接遇共同研修に1人、中級職員共同研修に2人、JST共同研修に3人参加しました。この他、千葉県町村議会議長会主催による議員共済会の研修に議会事務局職員が、千葉県教育委員会主催による研修に教育委員会職員が、千葉県及び千葉県農業會議主催による農地事務・農業者年金事務研修会に農業委員会事務局職員が参加しています。

また、職員の執務について、能力や実績などに関する勤務成績の評価を行い、その評定の結果に基づき、昇給や昇任を行っています。

## 7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(平成21年度)

事業者責任として職員の健康管理状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため、定期健康診断、生活習慣病予防検診、がん検診を実施しており、平成21年度は108人が受診し、82万1千円の公費負担額となっています。

また、職員の元気回復及び健康増進を図るため、東庄町役場職員組合に51万3千円(職員組合21年度決算額4,423,947円)、千葉県市町村職員互助会に30万1千円それぞれ厚生費として公費負担しました。この他、職員の団体生命保険の加入に73万円を公費負担しました。

## 8. 職員採用試験の状況

平成21年度の職員採用試験の状況は、次のとおりです。

募集職種	採用予定数	申込者数	受験者数	合格者数
一般行政職上級	若干名	29人	19人	2人
技術職(土木)上級	若干名	5人	4人	1人
一般行政職初級	若干名	4人	4人	0人

## 9. 千葉県市町村公平委員会の業務の状況

(平成21年度)

(1)勤務条件に関する措置の要求に係る事項

東庄町職員に係る案件はありません。

(2)不利益処分に関する不服申し立てに係る事項

東庄町職員に係る案件はありません。